

M・Cカンタービレ部員規約

第1章 総則

第1条（名称）

当クラブは、M・Cカンタービレ（MC：マンドリンクラブの略称）と称する。

第2条（目的）

当クラブは、マンドリン音楽を通じて、その技術の増進に努めるとともに、クラブ員相互の親睦を高めることを目的とする。

第3条（活動）

当クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行うことができる。

1. 演奏会
2. その他、当クラブの目的達成のために必要な行事

第4条（クラブ員）

当クラブ員は、マンドリン音楽に理解を持ち、本規約にのっとり誠実に活動するものとする。

第2章 組織

第5条（役員）

当クラブは、次の役員を置く。（各1名）

1. 代表
2. 部長
3. 副部長
4. 会計
5. 会場
6. 楽譜
7. 渉外（県マン連担当）
8. 甲府市文化協会委員
9. 会計監査

第6条（顧問）

当クラブは、必要に応じて顧問を置くことができる。

第7条（役員を選出）

役員を選出は定期総会による。

第8条（役員任期）

役員任期は1年とする。但し、再任をさまたげないものとする。また、やむを得ない事情により解任の時は、この限りでない。

第3章 運営

第9条（会議）

当クラブ運営のため、次の会議を設け、議長は副部長がこれにあたるものとする。

1. 部会
2. 定期総会（年1回、4～5月）
3. 役員会

第10条（部会）

部会は、全クラブ員の過半数以上の出席または委任をもって成立し、次の事項について審議決定する。

1. 年次計画及び経過報告
2. 各行事収支報告
3. クラブ運営方針
4. その他の必要事項

第11条（定期総会）

定期総会は、年1回、4～5月中に開催し、全クラブ員の3分の2以上の出席または委任をもって成立し、次の事項について審議、決定する。

1. 年次活動報告
2. 年間収支報告
3. 役員改選
4. その他の必要事項

第 12 条 (役員会)

役員会は役員をもって構成し、部会への提案事項、及びその他の必要事項を発議する。またクラブの円滑な運営にあたり必要に応じ開催する。

第 13 条 (入・退部)

当クラブへの入部は、所定の用紙に必要事項を記入の上、部長に提出し、役員会の承認をもって入部を認める。また、退部の際もこれに準じるものとする。

1. 入部の条件：最低月 1 回出席できること。
2. 欠席の連絡：欠席が 1 ヶ月以上連続する場合は、部員に 1 回以上連絡する。
また、2 ヶ月以上欠席が続く場合は毎月連絡する。連絡がない場合は退部とみなす。(但し、役員会でやむを得ない事情と認めた場合は休部扱いとする)

第 14 条 (除名)

次の場合は役員会で審議し、部員を除名することができる。

1. 当クラブの名誉を著しく汚した場合
2. 当クラブの秩序に反した言動をした場合
3. 半期中に部費の納入がない場合 (部費：第 15 条)

第 15 条 (部費)

部費は入部の時点で納入する入部金と、毎年半期毎に納入する部費とで構成し、金額は以下の通りとする。

1. 入部金 (入部時) 2, 0 0 0 円
2. 部費 (年額) 1 0, 0 0 0 円 (但し半年毎に 5, 0 0 0 円)
※途中入部の場合は月額 1, 0 0 0 円で計算する

納入は原則として、部費は 4 月、10 月にそれぞれ半期分ずつとする。部費納入月に納入がない場合は、1 ヶ月過ぎる毎に 1, 0 0 0 円ずつ加算される。

第 16 条 (部費の減額・免除)

次の場合は部費を減額または免除することができる。金額についてはそれぞれの事情を考慮し役員会で決定する。

1. 県外居住の部員
2. 準部員 (賛助演奏者など)
3. 学校在学中の部員
4. 休部中の部員
5. その他役員会で減額・免除を認めた場合

第 17 条 (慶弔費)

次の場合は部員一同として部費より慶弔費を贈呈する。

1. 部員本人の結婚の場合 30, 000 円 (部員同士の場合は二人で同額)
2. 部員が 5 日以上入院の場合 5, 000 円
3. 弔事については、その都度役員会で決定する。

[施行]

昭和 63 年 6 月 26 日施行 (第 14・15 条は 63 年 10 月、第 16 条は平成 10 年 3 月より施行、第 17 条は平成 17 年 5 月施行)